

健生食輸発0826第1号
令和7年8月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インドネシア産カカオ豆の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸及びオーストラリア産
トリュフのヘプタクロル)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正: 令和7年
8月21日付け健生食輸発0821第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、インドネシア産カカオ豆及びオーストラリア産トリュフのモニタリング検査に
おいて、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記
のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・インドネシア産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロ
ロフェノキシ酢酸
- ・オーストラリア産トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘプタクロル

2. 別表第3への追加

- ・インドネシア産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロ
ロフェノキシ酢酸(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「CV. JAPANINDO LESTARI」
又は「PT. TURKODOM YUMENAC INDO」であるものに限る。)
- ・オーストラリア産トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘプタクロル
(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「TRUFFLE PROJECTS PTY LTD」であるもの
に限る。)